

中小零細企業の間で、法律によって義務づけられた厚生年金への加入を会社ぐるみで逃れるケースが横行している。会社が厚生年金に入っていないと、従業員は老後に基礎年金(国民年金)だけしか受給できず、貧困に陥るリスクがある。日本年金機構は今年度から集中的な加入指導に取り組むが、どこまで効果が上がるのか。

厚生年金 加入逃れ

■「ずっと不安だった」

「もともと厚生年金に加入できる手を取って働いてきた。ところが、これまでずっと不安だった。東日本に住む30歳の男性は、勤め先の会社が厚生年金の適用を受けなかった。ほとんどの会社は、勤め先が、男性が働く小さな工場は、違法な加入逃れを繰り返してきた。会社と従業員が半額ずつ負担する厚生年金保険料(現在は給与の17.474%)を、私に負担して済ませた。そのままだと従業員は将来、誰も厚生年金を受給できなくなる。」

「保険料を納めたら会社が潰れるかもしれない。男性が加入を求めると経営者は当初、こう答えていた。だが、フルタイムの従業員がい

る会社は、厚生年金に加入する義務がある。男性が繰り返して要求したところ、経営者は他の社員も含め、会社全体で加入することを約束した。男性は自営業者と同じ国民年金保険料(現行月1万5800円)を自分で納め続けてきたが、老後に受給できるのは、満額でも月約6万5000円の基礎年金だけだ。厚生年金に加入すると

る会社は、厚生年金に加入する義務がある。男性が繰り返して要求したところ、経営者は他の社員も含め、会社全体で加入することを約束した。男性は自営業者と同じ国民年金保険料(現行月1万5800円)を自分で納め続けてきたが、老後に受給できるのは、満額でも月約6万5000円の基礎年金だけだ。厚生年金に加入すると

解説

厚生年金保険料(給与の17.474%)
→月3万5494円8角
労使折半で負担
月1万7747円4角(半額)
国民年金保険料(国民健康保険)の保険料も従業員が負担
月1万5590円
全額自己負担
加入逃れ企業(協会けんぽなど)にも同時加入。
※医療保険を労使で負担
加入逃れ企業(協会けんぽなど)にも同時加入。
※医療保険を労使で負担

らなるが、男性の月給は約20万円(ボーナスなし)1円。0.0日増えるが、老後は基礎年金だけでなく、今後の加入期間に相当する厚生年金も受給できることになる。

■80万社に疑い

この会社のように、長年になら加入逃れを続ける例は、決して珍しくない。政府は、会社を設立しても加入手続きを取らないことな

ら、違法に逃れている事業所が約80万社にのぼる可能性がある。大部分が中小零細企業で、フルタイムの従業員は数百万人にとどまる。事業所が加入を逃れると、従業員は基礎年金しか受給できなくなる。政府は基礎年金の給付水準を今後大幅に引き下げる方針なので、困窮する高齢者が続出し、既に200万人を超えた生活保護受給者さらに増える。きつと加入している事業所との不公平も大きい。

「会社が厚生年金に未加入であることを知っていると、老後不安を抱いている従業員も多い」と東京都内の社会保険労務士 東海林正昭さんは言う。だが、厚生年金に加入すると、会社は負担増を理め合ひるために、給与などを減らす場合もあり、従業員が経営者に加入を強求するケースは必ずしも多くない。

「会社が厚生年金に未加入であることを知っていると、老後不安を抱いている従業員も多い」と東京都内の社会保険労務士 東海林正昭さんは言う。だが、厚生年金に加入すると、会社は負担増を理め合ひるために、給与などを減らす場合もあり、従業員が経営者に加入を強求するケースは必ずしも多くない。



従業員 老後困窮の恐れ

加入逃れで年金はどうなるか	加入した会社員	加入逃れした従業員
厚生年金 月9万1万円	厚生年金 月9万1万円	厚生年金 月6.5万円
基礎年金 月6.5万円	基礎年金 月6.5万円	基礎年金 月6.5万円

【年金額の決まり方】厚生年金は加入期間が長く、賃金が高い人は受給額が多くなる。図中の9・1万円は、男性の平均的な賃金(現行受給額約51万円)で40歳加入した場合の厚生労働年金受給額。基礎年金額は加入期間の長さによって決まる。6・5万円は40歳加入の満額今年度。

厚生年金保険料(給与の17.474%)
→月3万5494円8角
労使折半で負担
月1万7747円4角(半額)
国民年金保険料(国民健康保険)の保険料も従業員が負担
月1万5590円
全額自己負担
加入逃れ企業(協会けんぽなど)にも同時加入。
※医療保険を労使で負担
加入逃れ企業(協会けんぽなど)にも同時加入。
※医療保険を労使で負担

加入逃れがこれほど多いのは、かつて年金義務を担っていた旧社会保険庁のさまざまな対応が大きな原因だ。新設の事業所に対しては、あまり強加入を指導しないことが多かった。加入している事業所の経営が悪化する、一社を休業したので脱退したいという機嫌の届けを出さず、旧社保庁の職員が「保険料を滞納されたくなかった。旧社保庁の職員はBは、理由をこう語る。旧社保庁では、各出先機関の管内で保険料の滞納が多いと、所長など幹部の人事評価が低くなった。滞納しそうな事業所は加入させたくない」という意識が広がっていた。

社保庁対応ずさん 滞納回避 脱退促す

旧社保庁は年金記録問題など数々の不祥事を起こし、2009年末に解体された。後継組織の日本年金機構は、業務内容を見直しつつある。加入逃れ企業の特長は、従業員が少なく、法人登記簿情報を使っていたが、休眠中の会社が多く、効果が悪かった。そこで今年度からは、国税庁の課税情報を利用して実際に稼働している企業を特定し、集中的な加入指導を行う。3年間かけて、加入逃れが疑われる約80万社に対し、立入り検査などの強制措置の権限を背景に、強く加入を求めよう。だが、個々の事業所への対応はマンパワーが頼りだ。機構の職員約1万2000人のうち、約7割が旧社保

庁からの移籍組だけで、どこまで組織体制を改善し、実効を上げられるかは未知数といえる。しかも、経営が苦しい事業所を加入させると、保険料の滞納が増えかねない。例えど、徴収不能になった厚生年金保険料は、13年度の1年間だけでも、800億円に達する。こうした動機が、保険料を滞納したまま倒産した場合も、保険料を給与から引き落とされていた従業員には、老後に厚生年金が支給される。その穴埋めの財源に、きちんと納めている企業とその従業員の保険料が使われるという問題もある。日本年金機構には、滞納を防ぐ有効な手段がないのが実情だ。